

## 令和2年度富山県会計年度任用職員募集案内

東部教育事務所

### 1.募集内容

種類	校種	時間単価	職務内容	勤務条件等
小学校専科教員(5・6年生)	小学校		5・6年生において、週12時間授業を担当し、専科指導を実施する。	週12h×35週 年間420時間を 限度とする
小学校専科教員(3・4年生理科)	小学校		3・4年生において、週12時間、理科の授業を担当し、専科指導を実施する。	週12h×35週 年間420時間を 限度とする
小学校専科教員(3・4年生)	小学校	勤務1時間 2,810～ 2,894円/h ※時間単価 は、任用年数 等による	3・4年生において、週8時間授業を担当し、専科指導を実施する。	週8h×35週 年間280時間を 限度とする
少人数教育支援講師	中学校		① 教科の授業を担当する。 ② 習熟度別学習等の少人数指導や チーム・ティーチングを行う。	週10h×35週 年間350時間を 限度とする
免許外教科担任解消講師	中学校		教科の授業を担当する。	週12h×35週 年間420時間を 限度とする
少人数指導支援講師	小学校		国語、算数、理科の授業において、習熟度別学習等の少人数指導やチーム・ティーチングを行ったり、個別指導を行ったりする。	週29h、月120時間 年間1,015時間を 限度とする
小学校・学びサポート講師	小学校	勤務1時間 1,604～ 1,764円/h ※時間単価 は、任用年数 等による	① 個別指導や担任の補助 ② 児童への緊急対応時に担任を代行 ③ 児童の生活面における支援	週29h、月120時間 年間1,015時間を 限度とする
中学校・学びサポート講師	中学校		① 個別指導や担任の補助 ② 生徒への緊急対応時に担任を代行 ③ その他、学校の実情に応じた支援	週29h、月120時間 年間1015時間を 限度とする

中1学級支援講師	中学校	勤務1時間 1,604～ 1,764円/h ※時間単価 は、任用年数 等による	① 個別指導や教科担任の補助 ② 給食、清掃時間の指導 ③ 生徒への緊急対応等に担任を代行(授業や部活動等を指導)など	週15h×35週 年間525時間 を限度とする
帰国児童生徒支援講師	小・中学校	勤務1時間 1,418～ 1,590円/h ※時間単価 は、任用年数 等による	① 集団生活への適応や友だちづくり など、帰国児童生徒の生活上の適応指 導、生活相談に当たる。 ② 帰国児童生徒への日本語指導や 教科指導、学習・進路指導に当たる。 ③ 帰国児童生徒の保護者の悩み相 談に当たる。	週29h、月120 時間 年間1,160時間 を限度とする
外国人相談員	小・中学校	勤務1時間 898～ 925円/h ※時間単価 は、任用年数 等による	① 外国人児童生徒に対する生活相談 や教科等の学習に係る日本語指導教 員の補助 ② 外国人児童生徒の保護者に対する 教育相談 ③ 日本語指導教員に対する教材・資 料づくりや外国生活習慣等に関する相 談	週20h×35週 月84時間を限 度とする
スクール・サポート・スタッフ	小・中学校	勤務1時間 898～ 925円/h ※時間単価 は、任用年数 等による	教員の業務補助を行う。	週30h×40週 年間1,200時間 を限度とする

## 2. 応募資格

会計年度職員は、次の各号のいずれも満たす方が応募できます。

- (1)地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の規定する欠格事由に該当しない方。
- (2)応募する校種(教科、科目)の教員免許状を有する方。ただし、外国人相談員、スクール・サポート・スタッフについては、教員免許状は不要です。教員免許状が休眠状態の方はご相談ください。
- (3)心身ともに健康で、勤務に耐えうる方。

## 3. 諸手当・社会保険・休暇等

- (1)期末手当(支給要件を満たした場合のみ)
- (2)地域手当は時間単価に含まれています。
- (3)通勤手当(通勤距離2キロ以上の場合に通勤距離に応じて支給、ただし外国人相談員は実費支給)
- (4)社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以上の保険は加入要件を満たした場合のみ)、労災保険
- (5)休暇 年次有給休暇など

## 4. 応募・採用の流れ

- (1)任用を希望する方は、講師希望願をダウンロード後記入し、東部教育事務所に提出してください。
- (2)講師として採用する際は、候補者に事前に電話で連絡します。
- (3)必要に応じて、面接等を実施し、選考の上、会計年度任用職員に採用します。

## 5. その他

- (1)地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職非常勤職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用され、かつ懲罰処分等の対象となります。
- (2)会計年度任用職員への採用は、富山県職員(任期の定めのない職員)への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。